

令和9年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助基準単価について
 (社会福祉施設等施設整備費国庫補助金)
 【注釈】

●補助基準単価

令和9年度の単価は示されていないため、令和8年度の補助基準単価で積算すること。
 令和9年度の単価は、令和9年度中に示される予定。

●整備区分

①創設	新たに施設を整備すること。
②増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
③改築 (建替)	既存施設の定員の増員を行わないで改築整備 (一部改築を含む。) をすること。移転改築を含む。
④大規模修繕等	1. 通所・入所施設 ・自己所有物件の大規模修繕。開設後おおむね10年以上経過した施設であって、1施設の総事業費が ①施設の延面積 (近畿厚生局長が必要と認めた面積) × 4,000円以上、かつ ②入所施設の場合は1,000万円以上、通所施設の場合は500万円以上の事業。 2. グループホーム等改修整備 ・総事業費が30万円以上1,000万円以内の事業。 ・既存建物 (賃貸物件を含む。この場合、賃貸借契約期間は、財産処分制限期間以上であることが望ましい。) のバリアフリー化工事等、共同生活援助の基盤整備を図るための改修工事。 ・自動火災報知設備設置に係る整備費も対象。 3. 障害福祉サービス等改修整備 ・総事業費が30万円以上500万円未満の事業。 ・既存建物 (賃貸物件を含む。この場合、賃貸借契約期間は、財産処分制限期間以上であることが望ましい。) のバリアフリー化工事等、障害福祉サービス等の基盤整備を図るための改修工事。 ・自動火災報知設備設置に係る整備費も対象。 4. ブロック塀等の改修整備 ・入所施設にあつては総事業費が100万円以上、通所 (利用) 施設にあつては30万円以上の事業 5. 非常用自家発電設備の整備 (既存設備の増設・改造を含む) ・総事業費が500万円以上の事業
⑤老朽民間社会福祉施設整備 (民老)	社会福祉法人が設置する老朽度の高い施設の改築。整備協議にあたり別に老朽度調査が必要。
⑥スプリンクラー設備工事	スプリンクラー設備等に必要工事費または工事請負費 スプリンクラー設置面積 × 補助基準単価
⑦避難スペース整備	障害者等の緊急受入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。

●創設の場合の定員設定

整備対象施設の定員により、補助基準単価が設定されています。このため創設の場合の定員設定にあたっては、現在の圏域における定員現員の状況等の根拠資料が必要となります。

●補助金額について

創設・増築・改築の場合、「補助対象事業費の3/4」、または「補助基準単価」

「事業費(補助対象部分)×3/4の額」と「補助基準額」の少ない方の額が補助金額です。

大規模修繕等の場合、「補助対象事業費」または「大規模修繕等に定められた工事費」×3/4

「事業費(補助対象部分)」と「大規模修繕等に定められた工事費」のうち低い方の額×3/4が補助金額です。

例： 定員20名の生活介護を整備（加算なし）

事業費(補助対象)	80,000 千円	①	} ②と③を比べ、低い方が補助金額 →この場合、60,000千円
①×3/4	60,000 千円	②	
補助基準単価	64,500 千円	③	
(うち国庫③×2/3	43,000 千円)		
(県費③×1/3	21,500 千円)		

例： 定員6名のグループホームを改修により整備

事業費(補助対象)	18,000 千円	①	} ①と②を比べ、低い方の額に3/4を乗じて 得た額が補助金額→この場合、7,500千円 (うち国庫×2/3 5,000 千円) (県費×1/3 2,500 千円)
大規模修繕等の工事費	10,000 千円	②	

●都市部特例割増単価

表中「都市部」、「標準」の単価については、「都市部」単価は人口10万人以上かつ1km²あたり人口が1,000人以上の市町が対象です。おおむね草津市が対象となります。

●補助基準額の加算について

【通所施設整備に係る加算】

- ・就労・訓練事業等整備加算（※詳細は以下を参照のこと）
- ・大規模生産設備等整備加算
- ・短期入所整備加算 →短期入所事業のための居室および設備等を備えること
(※詳細は以下を参照のこと)
- ・発達障害者支援センター整備加算
- ・就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算
- ・居宅介護整備加算
- ・避難スペース整備加算（※詳細は以下を参照のこと）

【グループホーム整備に係る加算】

- ・短期入所整備加算 →短期入所事業のための居室および設備等を備えること
(※詳細は以下を参照のこと)
- ・エレベーター等設置整備加算
- ・就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算
- ・居宅介護整備加算
- ・避難スペース整備加算（※詳細は以下を参照のこと）

●就労・訓練事業等設備加算

施設と一体的に整備され、かつ施設に固定されるもの等で、下の機械設備等の整備に係る機械器具等の購入費および工事費が対象

授産設備、リハビリ設備、職業訓練設備、職業補導設備、難聴幼児訓練設備、ALS等居室を整備する際の特殊介護設備、介護用リフト、特殊浴槽等

●短期入所整備加算

短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所（短期入所のみ）の整備の場合）」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

●避難スペース整備加算

1 対象事業

災害時に備え、社会福祉法人等が障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所や障害児施設に障害者等の受け入れが可能となる設備等を備えた避難スペースを一体的に整備する事業。

具体的には、施設の創設に際して避難スペースを一体的に整備するものおよび既存施設の一部を拡張し避難スペースを確保するものを対象とする。

2 その他

- (1) 障害者等の緊急受入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 障害者等の受け入れに当たっては、必要な福祉サービス、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能スペース及び設備の確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものとしても差し支えないが、災害時には速やかに障害者等の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。